

 **精神障害者保健福祉手帳【新規・更新・障害等級変更】申請手続きのご案内**
千葉市

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)または、障害年金証書等の写しのいずれかを用いて申請できます。

診断書による申請の場合は、診断書の審査により手帳の等級が決定します。障害年金証書等の写しによる申請の場合は、基本的に障害年金の等級がそのまま手帳の等級となります。(ただし、複数の障害がある場合、手帳の等級が障害年金とは異なる等級となる場合があります。)

申請にあたっては、下記の必要書類を揃えて**窓口へ来所**または**郵送**にてご提出ください。

- <ご注意ください>**
- 申請受理から決定通知まで**約2か月**かかります。また、審査の過程で疑義が生じた場合、さらに時間がかかることがあります。
 - 郵送申請の場合、各区健康課が書類を受理した日が申請日となりますが、土日祝日・休日・年末年始に届いた書類の受理日は、翌開庁日となります。また、届いた申請書類に不備や不足がある場合、日中連絡させていただきますが、連絡がつかないなど不備、不足への対応ができない場合は、不受理として書類を返送させていただくこととなりますのでご了承ください。

必要書類	留意点
<input type="checkbox"/> ① 申請書	• 下記ホームページからダウンロード、印刷して、記入例を参考にご記入ください。(※)
<input type="checkbox"/> ② 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚	• 更新申請の方で、今持っている手帳の更新欄が余っている場合は提出不要です。(この場合でも審査の結果、等級変更となった場合には、後日、写真の提出が必要となります。) • 脱帽して上半身を写したもので、 過去1年以内 に撮影された鮮明な写真をご提出ください。 • 写真の裏面に氏名、生年月日をご記入ください。
<input type="checkbox"/> ③ マイナンバーカード(表裏両面)の写し	• マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号通知カードの写しでも可能です。
マイナンバーカードの写しがない場合のみ <input type="checkbox"/> ④ 本人確認書類の写し	• マイナンバーカードの写しをご提出いただく場合は提出不要です。 • マイナンバーカードの写しがない場合は、免許証やパスポートなど公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類 1点 の写しが必要です。顔写真付きの書類もない場合は、年金手帳、自立支援医療受給者証、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書など 2点 の写しが必要です。
代理の方が申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑤ 代理の方の本人確認書類の写し	• マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、住民票、生活保護受給証明書などの写し。
診断書で申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑥ 診断書(精神障害者保健福祉手帳用 A3 サイズ)2枚	• 診断書様式の提出が必要かどうかについて事前に医療機関にご確認ください。必要有る場合は、様式を下記ホームページからダウンロード、印刷してご利用ください。(※) • 主治医に記載してもらってください。封がされている場合は開けずにご提出ください。 • 初診日から 6か月 を経過した日以降に記載されている必要があります。 • 診断書記載日から 3か月以内 に申請する必要があります。 • 本診断書を用いて自立支援医療(精神通院)の同時申請を希望される方はお問合せください。
年金証書等で申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑦ 年金証書等の写し <input type="checkbox"/> ⑧ 年金等照会同意書	• ⑦は、精神障害を支給事由とする障害年金等の「年金証書+直近の年金振込(支払)通知書」それぞれの写し又は「特別障害給付金受給資格者証+国庫金振込通知書」それぞれの写しのいずれかをご提出ください。 • ⑧下記ホームページからダウンロード、印刷してご記入ください。(※)
更新・障害等級変更申請の場合のみ <input type="checkbox"/> ⑨ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の写し	
郵送で申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑩ 110円切手を貼った返信用の定型封筒	• 窓口へ来所にて申請される場合は提出不要です。 • 受理印を押印した申請書の控えを返送します。 • 封筒には、返送先の住所、氏名を必ずご記入ください。

(※) ①⑥⑧の様式は下記の窓口でもお渡しできます。郵送をご希望の場合、下記申請窓口までご連絡ください。

(返信に必要な金額分の切手を貼り、返送先の住所、氏名を記載した返信用封筒の送付をお願いしますの形となります。)

< お問い合わせ・申請窓口 >

中央区在住の方	中央保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる13階	Tel. 043-221-2583
花見川区在住の方	花見川保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	Tel. 043-275-6297
稲毛区在住の方	稲毛保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4	Tel. 043-284-6495
若葉区在住の方	若葉保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒264-8550 千葉市若葉区貝塚町1258-20	Tel. 043-233-8715
緑区在住の方	緑保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	Tel. 043-292-5066
美浜区在住の方	美浜保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	Tel. 043-270-2287

 ← 精神障害者保健福祉手帳 ホームページ
 自立支援医療(精神通院) ホームページ
